

貸 借 対 照 表

(2026年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,054,491	流 動 負 債	654,929
現 金 及 び 預 金	788,349	買 掛 金	34,409
売 掛 金	220,926	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	57,000
仕 掛 品	13,407	短 期 借 入 金	22,500
貯 蔵 品	313	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	176,700
前 払 費 用	28,455	リ ー ス 債 務	3,539
そ の 他	47,114	未 払 金	80,283
貸 倒 引 当 金	△44,076	未 払 費 用	65,339
固 定 資 産	172,864	未 払 法 人 税 等	530
有 形 固 定 資 産	24,876	前 受 金	27,566
建 物	6,947	預 り 金	6,056
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,316	前 受 収 益	102,749
リ ー ス 資 産	14,612	賞 与 引 当 金	14,447
無 形 固 定 資 産	77,609	製 品 保 証 引 当 金	22,616
ソ フ ト ウ ェ ア	48,459	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,133
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	29,150	そ の 他	40,058
投 資 そ の 他 の 資 産	70,378	固 定 負 債	473,620
関 係 会 社 株 式	26,343	社 債	36,000
出 資 金	10	長 期 借 入 金	426,429
長 期 前 払 費 用	2,181	リ ー ス 債 務	11,191
繰 延 税 金 資 産	6,368	負 債 合 計	1,128,550
そ の 他	35,475	純 資 産 の 部	
繰 延 資 産	2,639	株 主 資 本	101,445
社 債 発 行 費	2,639	資 本 金	100,000
		資 本 剰 余 金	744,789
		資 本 準 備 金	417,394
		そ の 他 資 本 剰 余 金	327,394
		利 益 剰 余 金	△743,343
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△743,343
		繰 越 利 益 剰 余 金	△743,343
		(うち当期純利益)	(12,898)
		純 資 産 合 計	101,445
資 産 合 計	1,229,995	負 債 純 資 産 合 計	1,229,995

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの：移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

そ の 他：移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産：定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 8～15年

工具器具備品 4～15年

リース資産 3年

②無形固定資産：定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見積額を計上しております。

③製品保証引当金

製品のアフターサービスの支払いに備えるため、過去の実績等に基づく発生見込額を計上しております。

④関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①ソフトウェアの請負開発契約等に係る収益認識

ソフトウェアの請負開発契約等に係る収益及び費用の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しております。但し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②一定期間にわたって継続したサービスを提供する取引に係る収益認識

ライセンス契約等に係る収益の計上基準については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、契約期間に応じて按分し収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費：社債償還期間（2～3年）にわたり均等償却しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。